

雇児発 0519 第 1 号
社援発 0519 第 1 号
老発 0519 第 1 号
平成 23 年 5 月 19 日

東京電力・東北電力から電力供給される

（都 県 知 事
指定都市長
中 核 市 長） 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について

東日本大震災に伴う社会福祉施設等における対応について、特段の御配慮を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

節電対策につきましては、平成 23 年 4 月 14 日付事務連絡「夏期に向けた徹底した節電対策の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）により、「夏期の電力需給対策の骨格」（平成 23 年 4 月 8 日電力需給緊急対策本部決定）の周知徹底及び節電に係る取組の御検討・御協力をお願いしたところです。

雇児発 0519 第 1 号
社援発 0519 第 1 号
老発 0519 第 1 号
平成 23 年 5 月 19 日

東京電力・東北電力以外から電力供給される

（道府県知事
指定都市長
中核市長） 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について

東日本大震災に伴う社会福祉施設等における対応について、特段の御配慮を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（別添）が 5 月 13 日に発表され、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されたところです。これらの内容は主として東京電力・東北電力管内から電力供給される地域に係るものでありますが、参考までにご了知頂きますとともに、貴管内の社会福祉施設等に対し情報提供願います。

(参考)

別添の別紙 1 ～ 5，別添の参考 1 ～ 4 については次の URL をご参照下さい。

([URL:http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html))

今般、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（別添）が５月１３日に発表され、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。「夏期の電力需給対策について」においては、①大口需要家（契約電力５００ｋＷ以上）・小口需要家（契約電力５００ｋＷ未満）ともに、電力需要抑制の目標を前年比１５％減とし、自主的な節電行動計画を策定・公表し実施すること、②大口需要家については電気事業法第２７条を活用できるよう必要な準備を進めること等が示されています。

また、計画停電につきましては、別添の別紙４「セーフティネットとしての計画停電のあり方」において、①計画停電は「不実施が原則」であり、万が一のときのためのセーフティネットとすること、②仮に計画停電を行う場合であっても、１日複数回の停電は避けること（１回２時間程度）、事前に警報を発出すること、被災地・東京２３区は対象外とすること等が示されています。

つきましては、これらの内容につき御了知頂きますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村・社会福祉施設等に対し周知徹底を図るとともに、貴管内の市区町村・社会福祉施設等が節電について最大限の取組を行うよう御協力をお願い致します。節電の取組を検討するに当たっては、大口需要家については別添の参考１「大口需要家による取組について」を、小口需要家については別添の参考２「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を御参照下さい。

なお、節電の取組を行うに当たっては、施設の開所時間や休業日を変更するような場合には、労働条件の変更にあたる場合があると考えられますので、その際には、各社会福祉施設等において労使が十分に話し合い、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、雇用・就業の継続を図りながら節電に係る取組が実施されるよう特段の御配慮をお願いします。

また、大口需要家に係る電気事業法第２７条に基づく電気の使用制限については、「被災地に対する対応のあり方を含め、適用除外や削減率（１５％）の軽減等の制限緩和の具体的内容について、更に検討を深める」とされております。詳細が決まりましたら改めてお知らせする予定です。

（参考）

別添の別紙１～５，別添の参考１～４については次の URL をご参照下さい。

（[URL:http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)）

夏期の電力需給対策について

平成23年5月13日
電力需給緊急対策本部

はじめに

東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内の供給力は大幅に減少し、これによって生じた大きな需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電が実施された。

国民・産業界の節電への最大限の協力、取組の結果、需給バランスは改善し、懸念された大規模停電は回避され、4月8日には、計画停電は「実施が原則」から「不実施が原則」の状態へ移行した。

しかし、電力の需給バランスは、今後夏に向けて、再び悪化する見込みである。需給両面での抜本的な対策を講じなければ、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持することができず、計画停電の弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

本年4月8日に了解された「夏期の電力需給対策の骨格」（以下「骨格」）に基づき、供給力の積み増しと需要面での対策の具体化を進めてきたところ、以下のとおりその結果を取りまとめる。今後は、官民一体となって、創意工夫を発揮してこの難局から脱するべく、国民各層の理解と叡智を集めてご協力をお願いしたい。

1. 今夏の電力需給対策の基本的考え方**(1) 検討に当たっての基本的な視座**

- 電力制約が震災からの復興と日本経済の再出発の妨げとなることのないよう、国民生活及び経済活動への影響の最小化を目指すべきである。
- 特に、国の活力の源であり、復興の基盤である産業の生産・操業活動への影響を最小限にすることが必要である。この際、具体的対策については、労使で十分に話し合いながら準備を進める必要がある。
- 東北地方を中心とする被災地に最大限の配慮を行うことが必要である。

- なお、具体的な対策を講じるに当たっては、単なる今夏の対策に止まらず、我が国のエネルギーの安定的な供給確保と環境負荷の低減に資する再生可能エネルギー・省エネルギー対策等の強化や、ライフスタイルの変革にもつながりうる休業・休暇の分散化・長期化など、中長期視点に立ち、将来につながる施策に取り組むことが必要である。

(2) 需給対策の基本的な枠組み

- 骨格において示された供給面での積増しを最大限行った上で、なお存在する需給ギャップを解消するために、需要抑制の目標を設定する。
- 需要抑制に当たっては、使用最大電力(kW)を抑制することを基本とし、予めピーク期間・時間帯の抑制幅を示す。これにより、需要家が、操業時間のシフトや休業・休暇の分散化・長期化などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤である企業の生産・操業に極力支障の出ないような仕組みとする。
- 需要面の対策については、大口需要家、小口需要家、家庭の部門別に、それぞれの特性にあった対策を具体化する。
- なお、計画停電は、セーフティネットと位置付け、万が一の緊急時に対応できるよう備えておく。
- 電力需給に係る制約を早期に解消し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降の需給対策も併せて進める。

2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

(1) 今夏の供給力の見通し

- 東京電力及び東北電力管内の供給力については、被災した火力発電所の復旧、長期停止火力発電所の立上げ、ガスタービン等緊急設置電源の導入、自家用発電設備からの電力購入の拡大、揚水発電の活用等の取組に

より、積み増しを図ってきた。

- これにより、「骨格」で目指すこととされた、東京電力管内で 500 万 kW 程度、東北電力管内で 50 万 kW 程度の積み増しを超える供給力を確保できる見通しとなった。
- さらに、このような供給力をそれぞれ積み上げた上で、被災地を多く抱える東北地方の状況を考慮して、東京電力から東北電力に最大限の電力の融通を行うこととした。
- この結果、今夏の供給力の見通し（最低水準）は、東京電力で 5,380 万 kW（7 月末）、東北電力で 1,370 万 kW（8 月末）となり、最低限必要な需要抑制率は、東京電力で▲10.3%、東北電力で▲7.4%となる。（参考参照）

＜最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較＞

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要（抑制基準）	6,000 万 kW	1,480 万 kW
供給力見通し（融通後）	5,380 万 kW	1,370 万 kW
必要な需要抑制率	▲10.3%	▲7.4%

（注）需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。基準としては、東京電力では 6,000 万 kW、東北電力では 1,480 万 kW という昨年並みのピークを想定した需要を使用。

（2）需要抑制の目標

- 需要抑制の目標は、次のようなリスクを踏まえれば、供給力と需要が一致するギリギリのラインではなく、一定の余裕を持ったものとするのが適当である。
 - ・余震等による火力の復旧の遅れ、再被災
 - ・老朽火力の昼夜連続運転、被災火力の緊急復旧等に伴う技術的リスク
 - ・電力融通の不調 等
- こうした観点から、東京・東北電力管内全域において目標とする需要抑制率を▲15%とする。

（注）被災者・被災地は需要抑制がより困難であり、東北電力管内全体でより余裕

をもった目標とすることが妥当であるため、供給力と需要が一致する抑制率は東京電力に比べて低いが、目標とする抑制率は東京電力と同じとしている。

- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。

(注) ピーク期間・時間帯（7～9月の平日の9時から20時）における使用最大電力の抑制を原則とする。

(注) 需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

3. 需要面の対策

(1) 大口需要家（契約電力 500kW 以上の事業者）

①取組の基本的方針

- 大口需要家は、需要抑制の目標を踏まえ、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。その際、震災からの復興や日本経済の再出発に向けて、国民生活や経済活動への影響を最小限に抑えられるよう、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、こうした需要家の自主的な取組を尊重しつつ、需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するための補完的措置として、電気事業法第27条を活用できるよう必要な準備を進める。
- 政府は、需要家の取組を円滑化するため、電力需給対策に関する規制制度の見直しを行う。
- 東京電力及び東北電力は、需給調整契約のメニューの拡充を図り、その積極的な活用を図ることで、需要家の夏期休業の設定・分散やピークカットを促す。

②需要家の具体的取組

- 大口需要家は、操業・営業時間の調整・シフトや、休業日・夏期休業の分散化等の取組を関係企業等とも協力しつつ進めることにより、生産量を極力減少させることなく、経済への影響を最小限に抑えることが可能

となる。

- 日本経済団体連合会では、会員企業・団体に対して「電力対策自主行動計画」の策定を呼びかけ、4月末現在、637社（複数の企業による共同の取組みは1社とカウント）の参加を得ている。また、日本経済団体連合会と日本労働組合総連合会は、需要抑制対策に対して共同して取り組むこととしている。（別添参考資料1参照）

③電気事業法第27条の活用

- 電気事業法第27条に基づく電気の使用の制限については、以下の骨子に基づき必要な準備を進める。

○対象者

- ・東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家（契約電力500kW以上）
- ・対象者は電気事業者との契約単位（事業所単位）で判断

○期間・時間帯

- ・東京電力：平成23年7月1日～9月22日（平日）の9時から20時
- ・東北電力：平成23年7月1日～9月9日（平日）の9時から20時

○具体的内容

- ・原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）」の15%削減した値を使用電力の上限とする
- ・上記値が分からない場合や契約電力に増減があった場合は所要の補正措置を講ずる。

○共同使用制限スキーム

- ・複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入する。
- ・全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、大口需要家と小口需要家の事業所による共同使用制限スキームの活用を可能とする。

○適用除外・制限緩和

- ・被災地に対する対応のあり方を含め、適用除外や削減率（15%）の軽減等の制限緩和の具体的内容について、更に検討を深める。
- ・なお、検討に当たっては、適用除外や制限緩和の対象は、実態を踏まえ最小限度のものとするとともに、その対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率（15%）を達成するよう努めることとする。

④電力需給対策に関する規制制度の見直し

- 大口需要家等が抜本的な需要抑制対策を実施できるよう、一時的な対応も含め、関係する規制制度の見直しを行う必要がある。このため、政府においては、独占禁止法の運用の明確化、自家発電施設の定期事業者検査の弾力化、自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の上乗せ規制に関する考え方についての地方自治体への通知など、既に結論を得た取組(別紙1)を実施するとともに、必要に応じ、電力需給対策本部幹事会を開催する等、引き続き検討を重ね、5月末までに結論を得ることとする。

(2) 小口需要家(契約電力 500kW 未満の事業者)

①取組の基本的方針

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表するとともに、実施を図る。その際、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講ずる。

②需要家の具体的取組

- 小口需要家は、照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む自主的な計画(「節電行動計画」)について、自主的に、事業所のわかりやすい場所への掲示や政府が設けるサイトへの掲載といった方法により、公表する。
- 日本商工会議所等は、これに資するため、「節電行動計画の標準フォーマット」を参考に、小口需要家の需要抑制のためのガイドライン等の策定を検討している。
- また、東京中小企業家同友会では、小口需要家が節電行動計画を作成する手引きとして、「中小企業のための節電対策簡易マニュアル」を作成・公表し、中小企業への支援を行うこととしている。

③政府の具体的取組

- 需要家が自主的な計画を策定するに当たって参考とできるよう、電力使用が大きく使用の形態が特徴的な業態について主要な節電アクションを「節電行動計画の標準フォーマット」(別添参考資料2)として取りま

とめる。その上で、これらを用いて、節電取組の具体例やその効果等について需要家に周知を図る。

- 関係府省は、個別の需要家による取組に加え、それぞれの需要家の事業の形態に適合する範囲で、同業他社との輪番での休業、建物の所有者とテナントとの共同での節電等、複数の需要家による共同の取組を促す。
- 需要家の取組の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、当該サイトを通じて、需要家が自主的に計画を登録できるようにする。また、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することとし、節電の積極的に取り組む需要家の更なる意識啓発、取組の定着化を図る。
- 関係府省、業界団体、自治体等を通じて需要家に対する情報提供等の啓発を強力に進める。また、主だった小口需要家に対し、個別訪問等を通じて、節電の必要性、具体的取組方法等についての情報提供や協力依頼を行う。さらに、小口需要家一般を対象に、説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかける。
- 小口需要家による契約電力の引下げは、契約電力を超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起され、定着する効用があり、節電の有効な手段である。このため、東京電力及び東北電力に対し、需要家に対する呼びかけを行うとともに、需要家が契約電力の引下げを具体的に相談・要望する場合には、これに迅速に対応するよう促す。

(3) 家庭

①取組の基本的方針

- 家庭は、節電対策メニューを活用するなどして意識して節電のための具体的行動に取り組む。
- 政府は、家庭の節電の取組を促すため、節電対策メニューの周知、節電教育等の措置を講ずる。

②具体的取組

- 政府は、節電の具体的取組を「家庭の節電対策メニュー」（別添参考資料3）として取りまとめ、パンフレット、新聞、テレビ、インターネット

ト等様々な媒体を通じ、節電の必要性和併せ、こうした節電の対策例について、家庭への浸透を図る。

(注) 夏期のピーク期間・時間帯における標準的な家庭の使用電力はエアコンが約半分を占め、冷蔵庫、テレビ、照明などがこれに続く。15%の節電を達成するためには、例えば、エアコンの温度設定引上げと照明の消灯を組み合わせるといった取組が求められることとなる。

- 政府は、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。さらに、一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電教育を実施する。節電教育に当たっては、省エネルギーの重要性についても併せて触れる。
- 政府は、各家庭が自ら参加して節電の目標・取組の内容を宣言し、その達成を図るようなサイト等を設置し、国民一人ひとりが自発的に節電を行うための仕組み作りを行う。また、家庭での節電に向けた機運の盛上げや節電意識の涵養を図るため、広く一般に対し、電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発・広報等を呼びかける。
- 家庭による契約アンペアの引下げは、契約アンペアを超えないように注意・自制が働くことで、節電意識が喚起される効用が期待される。このため、政府は、契約アンペアの引下げについて、家庭が具体的に相談・要望する場合には、家庭における利便性を過度に犠牲しないように配慮しつつ、東京電力及び東北電力においてこれに迅速に対応するよう促す。

(4) 国民運動に向けた取組

① 広報・啓発（別紙2）

- 国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが必要不可欠であるところ、政府は、各層に対して積極的な啓発活動を行うこととする。夏のピークに向けて、①まずは節電の必要性、事業者や家庭の取組といった基本的な事項に重点を置いて周知を図り、②夏が近づくに従い、電力需給の見通しや、個別具体的な節電アクションの実施の呼びかけに重点を置きつつ、節電に取り組む動きを国民運動として盛り上げ

ていく。その際、下記の点に留意する。

- 参加型の国民運動の喚起
- 分かりやすい説明とフィードバック（効果を分かりやすく提示）
- ステップを踏んだ啓発活動（まず電力の特性を踏まえた節電の必要性を理解してもらい、次に具体的アクションを提示）
- 経済・社会活動や健康への配慮（経済・社会への負担の軽減や、熱中症等の健康被害発生を避けるよう留意）
- 一過性に終わらずに継続的な省エネ活動へ（長期的なエネルギー需要構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現）
- 自治体との連携

- 具体的には、新聞、テレビ、インターネット、ポスター、パンフレット等様々な媒体による広範囲な呼びかけを基本にし、節電の必要性等を国民が平易に理解し、常に再確認できるよう、共通ロゴや基本メッセージを準備する。また、節電関係の総合的なポータルサイト（節電.go.jp）の構築、国民から広く節電のアイデアを募るアイデアボックスの立上げ、従来以上に夏期の服装を軽装化することや高機能繊維を用いた衣料の着用への呼びかけ等を実施する。
- ホームページ等における電力需給状況及び予想電力需要の「見える化」を図り、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図ることが有効である。このため、東京電力・東北電力においては、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等（携帯事業者やインターネット事業者等）による幅広い情報提供に積極的に協力することとし、政府はこれを促す。
- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、政府による「需給逼迫警報」（仮称）として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

② 大型イベント開催等における配慮

- 大型イベントの開催については、ピーク期間・時間帯に配慮した開催の可能性検討、イベント開催時の節電取組の実施、イベント参加者への節電呼びかけ等について、イベント主催者に対する協力要請を関係府省から行う。

- イベントの放送については、関係府省は、放送業界に対し、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

③夏季の休業・休暇の分散化/長期化、家庭における外出/旅行の推進 (別添参考資料4参照)

- 休業・休暇の分散化・長期化は、経済活動への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法である。ただし、労働者にとって負担となる労働条件変更につながる可能性もあるため、労使間での十分な話し合いが必要である。
- また、旅行等の外出は、行先を問わず、家庭部門に確実な節電効果をもたらす。休業・休暇の分散化・長期化、それによる観光地の混雑緩和等が相まって家族の外出機会が増えれば、節電効果の更なる増大が見込まれる。長期滞在型旅行を始め旅行の促進は、自粛ムードの影響を受ける観光業の活性化を促す。被災地域への旅行は地域経済の復興にも貢献する。これらの取組を、今夏の一時的なものに留めず、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現に繋げていくことも期待される。

(5) 政府の節電に係る取組

- 政府は、「政府の節電実行基本方針」(別紙3)に基づき、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、使用制限期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。
- また、独立行政法人及び公益法人に対しては、その所管府省が「政府の節電実行基本方針」及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。

(6) セーフティネットとしての計画停電 (別紙4)

- 計画停電は既に「不実施が原則」の状態へ移行したが、今後、万が一実施せざるを得ない場合には、運用改善を図った上で実施する。具体的には、1日複数回の停電を避けるとともに、1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する等の措置を講じる。
- 併せて、国民生活への悪影響を緩和するため、医療機関等について、緊

急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和するほか、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

4. 今夏以降の需給対策

(1) 基本的考え方

- 電力需給に係る制約から早期に脱却し、震災からの復興と日本経済の再出発に資するよう、今夏以降も引き続き需給両面の対策を講じていく必要がある。
- 今後の電力需給対策の方向は、今後のエネルギー政策のあり方についての検討状況にもよるが、まずは原子力発電所の安全対策に万全を期すとともに、以下に示す需給両面の対策を講じることにより、今夏よりも需給状況を改善することを目指す。（詳細は別紙5）

（注）これらの対策は、今夏の対策としても、できるものは実施することとしている。

(2) 具体的な対応

- 火力発電所の復旧・立ち上げ、緊急設置電源の新設、自家用発電設備の活用に取り組みるとともに、火力発電所の増設の前倒しを図ることで、火力発電所の供給力を増強する。
- 既設周波数変換所（FC）について、増容量の早期実現と更なる増強の具現化を図るとともに、FCの更なる大幅な増強を含めた全国大での地域間連系設備等の増強を目指し、電力融通強化を図る。
- 分散型電源、再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱等）の導入に向けて更なる取組み強化を図る。
- 需要面では、スマートメーターの導入等による需要側におけるエネルギー利用の最適化を図るとともに、節電に資する機器設備の導入促進等省エネルギーの一層の推進、ガスの活用等を図る。

おわりに

今回の供給力の積増しは、老朽火力の利用や被災火力の緊急復旧等といった技術的リスクも伴う形で最大限実現したものであり、国民各層の節電への取組が不可欠であることは言うまでもない。今後、国民各層の節電への緊張感が薄れ、結果的に現在「不実施が原則」となっている計画停電を実施せざるを得ない事態に陥ることは、厳に回避しなければならない。

したがって、上記に示した需要抑制の方策について、国民各層の最大限のご理解とご協力をいただくとともに、政府としても最大限の方策を講じていく必要がある。

なお、供給力の状況や需要見通しは、今後も変化することが予想される。したがって、常にこれを把握し、必要に応じて本とりまとめに示された内容を見直していくこととする。

(参考)

今夏の供給力見通し

(1) 東京電力・東北電力の供給力見通し

東京電力の供給力見通し

「骨格」の前提と なった見通し		4月15日時点 の見通し	5月●日時点 の見通し
7月末	4,650 万 kW	→ 5,200 万 kW	→ 5,520 万 kW
8月末	4,460 万 kW	→ 5,070 万 kW	→ 5,620 万 kW

東北電力の供給力見通し

「骨格」の前提と なった見通し		4月15日時点 の見通し	5月●日時点 の見通し
7月末	1,200 万 kW	→ 1,260 万 kW	→ 1,280 万 kW
8月末	1,150 万 kW	→ 1,210 万 kW	→ 1,230 万 kW

(2) 東京電力・東北電力の需給バランスの比較

	東京電力	東北電力
供給力見通し	5,520 万 kW	1,230 万 kW
想定需要（抑制基準）	6,000 万 kW	1,480 万 kW
必要な需要抑制率（注）	▲8.0%	▲16.9%

（注）需要抑制目標は、基準となる想定需要からの抑制比率という形で設定。東京電力では6,000 万 kW、東北電力では1,480 万 kW という昨年並みのピークを想定した需要使用。

(3) 最大限の融通を行った場合の需給バランスの比較

	東京電力	東北電力
融通量	▲140 万 kW	+140 万 kW
融通後供給力	5,380 万 kW	1,370 万 kW
必要な需要抑制率	▲10.3%	▲7.4%

電力需給対策に関する制度見直しについて

1. 独占禁止法の運用の明確化

ピーク時の電力の削減目標を達成するため、業界団体において、各社の休業日の日程調整を行うこと等が独占禁止法上、問題ないことを公正取引委員会において示した。

2. 自家発電施設の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮

自家発(ディーゼル発電設備)の設置円滑化を図るため、技術基準に適合しないものではない等と認められる場合は、工事計画に係る工事開始制限期間を短縮する。(既に、地方産業保安監督部において要望に応じて対応中)。

3. 自家発電施設の設置に係る定期事業者検査時期の弾力化

自家発の継続運転を図るため、電気事業法上の定期事業者検査の実施時期を延長する弾力的運用を実施する(3月29日付で経済産業省から地方産業保安監督部に運用方針を通知済)。

4. 自家発電施設の設置に係る届出期間の短縮化についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、工場立地法上の届出の事務手続を迅速化するよう経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

5. 自家発電施設の設置に係る緑地規制等の運用についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、その設置によって工場立地法上の準則に不適合となるものであっても、当面の間は勧告の対象としないこととする旨、経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

6. 自家発電設備の活用等に係るエネルギー使用量の計算に係る配慮

自家発電設備の活用(運転)等、節電対策の実施に伴う原油換算エネルギー使用量の増加については、経済産業省において省エネ法の運用上一定の配慮を行い、その理由が明確な場合、省エネ法に基づく特定事業者の指定等を行わないこととする。

7. 自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の自治体上乗せ規制についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合、大気汚染防止法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

8. 非常用自家発電設備の活用に係る電気事業法の運用

夏期の電力需給対策に配慮して、保安管理の徹底を図ることを前提に、非常用自家発電設備を需給ひっ迫が生じる時間帯に需要減少のために運転できるものとして取り扱うよう、経済産業省が地方産業保安監督部に対し通知を行う。

9. 自家発電設備の活用等に係る騒音規制値の自治体上乘せ規制についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、騒音規制法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乘せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

10. 自家発電燃料貯蔵に関する消防法の許可手続き迅速化

自家発電用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続きについては、迅速かつ適切に行われるよう、総務省から市町村に対して要請を行う。

11. 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外

今回の震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力・東北電力が当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置の事業については、「災害復旧の事業」として環境影響評価手続の適用除外となることを確認した。

12. 労働条件の見直しについての対応

各企業の節電対策に必要な労働時間のシフトなどの労働条件の見直しについては、現行法制の枠内で十分な労使協議等の手続を踏むことによって対応可能であることから、厚生労働省において労使が協力して節電に取り組むに当たり必要な手続きルール等をパンフレットの作成・配付、相談対応の充実等を通して周知、徹底する。

13. オフィスビル等の室内温度についての対応

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通し

を良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

14. オフィスビル等の照度についての対応

オフィスビル等の照度については、幅を持って認められているJISの照度基準値の下限値を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照明利用を促す。また、官公庁においても民間と同様の対応を図る。

15. オフィスビル等の換気についての対応

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO₂濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。

夏期の節電啓発について

I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが不可欠である。特に、自発的な節電努力が期待される家庭や小口需要家といった層は、電力需要の相当部分を占めていることから、これらの主体がいかに主体的に節電行動に取り組むかが需給問題解決に当たっての重要な鍵であり、節電啓発が果たすべき役割は大きい。こうした背景を踏まえ、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

(参加型の国民運動)

電力需給問題の重要性を国民一人ひとりが認識し、主体的に参加する形の国民運動を目指す。

(分かりやすい説明とフィードバック)

国民・事業者が主体的・積極的に節電行動に取り組むことができるよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を国民一人ひとりに目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

(ステップを踏んだ啓発活動)

今回の電力需給問題は、過去の石油ショックの際のような総量（kWh）の抑制ではなくピーク（kW）の抑制が求められている。このような今回の需給問題の性格、背景等についても国民の十分な理解を得つつ、適切な節電行動につなげていくため、新聞・テレビ等を通じた広報などは次の二つのステップで進めていく。

- ① 第一段階：節電の必要性とともに、貯められないという電気の性質、総量（kWh）でなくピーク（kW）の抑制が必要であること、事業者や家庭に期待される役割、を中心に国民の理解を求める。
- ② 第二段階：電力需給の見通し、具体的な節電行動とその効果等を周知するとともに、個別具体的な節電アクション実施の呼びかけを行いつつ、国民・事業者の節電行動の定着化を図る。

(経済・社会活動や健康への配慮)

国民・事業者が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。特に、電力需給が比較的緩和状態にある夏期までの期間については、イベント等の実施についても、過度な自粛を誘導しないよう留意する。

(一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ)

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形で省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現につなげるものとする。

(自治体との連携)

家庭や需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果的な啓発活動を推進する。

Ⅱ 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

1. 国民・事業者全般

(1) 節電広報キャンペーン

- 新聞、TV、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く国民、事業者に対する呼びかけを行う
- その際、共通ロゴや基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を構築する。

(2) **国民からの節電アイデアの募集**

- 国民から広く自由な発想による節電のアイデアを募り、これを共有するアイデアボックスを立ち上げ、国民が主体的に参加する形での意識啓発を図る。

(3) **クールビズの徹底など**

- オフィス等における節電手段の一つである空調温度設定の引上げに対応し、快適な勤務環境を確保するため、夏期の服装の軽装化や吸汗、速乾、冷感機能等を有する衣料の着用促進等を従来以上に一層強力に進める。
- 節電のための単なる軽装化にとどまらず、休業・休暇の長期化・分散化やテレワーク（在宅勤務等）などを通じ、ライフスタイルの変革等を進めることにより、節電を図る。

(4) **大型イベント開催等における配慮**

- 関係府省は、イベントの主催者に対し、ピーク期間・時間帯を外すような日程上の配慮の可能性を検討することを要請する。
- 関係府省は、ピーク期間・時間帯に開催するイベントについては、規模に応じた節電行動、装飾・広告に係る電力使用の抑制、イベント会場周辺施設への節電呼びかけ、参加者への節電呼びかけ等の節電取組への協力を依頼する。
- 関係府省は、放送業界に対し、イベントの放送について、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

2. 家庭

(1) **節電・省エネ教育**

- 家庭での節電の必要性やその具体的取組などの節電・省エネ情報について、小中学生を対象に教育の場を活用した節電教育を行う。
- このため、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、節電教育教材を準備するとともに、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。
- さらに一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電・省エネ授業を実施する。

(2) **家庭の節電宣言**

- 各家庭が自ら参加して節電目標・取組を宣言し、その達成を図るよう

なサイトなどを設置し、国民一人ひとりが自発的な節電を行うための仕組み作りを行う。

(3) **夏期の休暇取得と、休業・休暇の分散化・長期化にあわせた旅行の促進**

- 夏期における年次有給休暇の取得を促進するとともに、企業の休業・休暇の分散化・長期化にあわせて、旅行の促進や、仕事と生活の調和のとれたライフスタイルへの変革等を進めることにより、被災地域を含む観光地の経済活性化に貢献しつつ、家庭での節電を図る。

(4) **節電アプリ・コンテンツを利用した節電アクション**

- 電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発や、普及啓発のためのコンテンツの作成を、ネット上で幅広く呼びかけることにより、家庭での節電に向けた機運の盛上げや意識の啓発を図る。

3. 小口需要家

(1) **小口需要家の節電行動計画策定に向けた奨励**

- 電力の小口需要家が、電力ピーク期間・時間帯において最大使用電力の15%抑制に積極的・主体的に取り組むよう、具体的な節電目標を設定し、その具体的取組について自主的な節電行動計画を作成・公表することを奨励する。
- このため、政府は節電目標達成のためのメニューを盛り込んだ節電行動計画の標準フォーマットを準備し、小口需要家に対する周知を図る。
- 上記行動計画の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、事業者が自主的に自らの計画を登録するとともに、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することにより、積極的に取り組む事業者の更なる意識啓発・取組の定着化を図る。

(2) **小口需要家への個別節電指導・協力依頼**

- 小口需要家の取組を支援する観点から、政府は各省庁、業界団体、自治体等を通じて事業者に対する情報提供等の啓発作業を強力に進める。
- 主要な小口需要家に対しては、節電の必要性、具体的取組方法などについて情報提供・協力依頼を行うための個別訪問を展開するとともに、説明会等の開催を広く行う。

4. 一層の節電行動を促す情報提供

(1) 電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、東京電力、東北電力から情報発信を行い、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に東京電力、東北電力は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

(2) 需給逼迫警報（仮称）

- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、やむを得ない計画停電等のおそれが高まった場合に、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 緊急時の節電要請等を国民・事業者に広く行うため、テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに、防災無線の活用を図るべく自治体への協力呼びかけを行う。さらに、携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じた情報発信についても関係事業者への協力を要請する。

政府の節電実行基本方針

1. 基本的な方針

政府の使用電力の削減については、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできた。

政府は、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

これにより、政府自らが従来にも増して一層の節電を実施する。

2. 府省毎の節電実行計画

府省毎に以下の（１）～（４）の内容を含む節電実行計画を策定することとする。

（１）節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内の需要設備について、原則、ピーク期間・時間帯（※１）における使用最大電力を基準電力値（kW）（※２）に比して▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※１：７～９月（平日）の９時～２０時

※２：原則、昨年と同期間・時間帯の１時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

※３：各々の需要設備で実施することを原則としつつ、複数の需要設備が共同して実施することを認める。

【参考】

区分Ａ：大口需要設備（契約電力 500kW 以上）及び大口需要設備の一部としての需要設備

区分Ｂ：小口需要設備（契約電力 50～500kW）及び小口需要設備（契約電力 50 ～500kW）の一部としての需要設備

区分Ｃ：小口需要設備（契約電力 50kW 未満）又は小口需要設備（契約電力 50kW 未満）の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備

(2) 節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程度に間引く等）
- ・白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない O A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、F A X の稼働台数の削減
- ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

エ. 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水器の停止
- ・自動販売機の消灯要請
- ・入居売店等への節電の協力要請

¹ 室温を 29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

オ. 電力使用状況の職員への周知

- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組に検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・既存の自家発電設備の活用
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入

- ・簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- ・詳細な節電効果を把握するための電力使用量の測定範囲の細分化

(3) 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、以下の進捗管理を実施する。

- ・7～9月を実施期間とし、実施期間後、節電実績を取りまとめ、公表する。(政府全体として、区分A、区分B及び区分Cごとに検証する。)
- ・国民から節電のアイデアを広く募集し、政府において実施可能なものについては随時採用、実施する。
- ・各々の需要設備において進捗管理を実施するため、各々の需要設備に節電担当責任者を置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

(4) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・独立行政法人及び公益法人に対し、その所管府省が本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。
- ・地方公共団体に対し、本基本方針及び各府省の節電実行計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

3. 各府省の節電実行計画の策定及び実施のプロセス

5月13日 電力需給緊急対策本部開催、本基本方針の決定

5～6月 本基本方針を踏まえ、府省毎に節電実行計画を策定・公表
独立行政法人等への要請、地方公共団体への紹介・奨励

7～9月 実施期間
国民からの提案等を基に取組を適宜追加

実施期間後 実施期間の節電効果の検証を含む取組実績を検証、公表

セーフティネットとしての計画停電のあり方

計画停電は「不実施が原則」の状態だが、今後、万が一実施する場合に備え、以下の運用改善を図る。

1. 計画停電の運用改善策

(1) 停電回数・時間の減少

○1日複数回の停電を避ける。(1グループ、1日2回以上の停電は行わないようにする。)

○1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する。

(注)一定期間同じ時間帯に停電する「時間固定停電制」を希望する意見もあったが、連日同じ時間帯に停電することの不便さを指摘する意見も多かったため、現行の「日替り停電制」(停電時間帯が毎日順番に変わる)は継続する。

(2) 医療機関等に係る特例

○夏の高温下における停電の影響を緩和するため、医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。

○その他、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

2. 計画停電を実施する際の手順

電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合、東京電力・東北電力が日々の電力需給状況及び予想電力需要を発表することに加え、

①政府が、事前(遅くとも前日)に「需給逼迫警報(仮称)」として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

②上記に関わらず需給状況が改善されない場合、政府が、当日改めて「需給逼迫警報(仮称)」を発出するとともに、実施の2時間程度前までに東京電力・東北電力から計画停電の実施をアナウンスする。

(注1)万が一計画停電を実施する場合に備え、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、人工呼吸器等の利用者等への小型発電機の貸出し、熱中症対

策の周知徹底等の対応を日常から進めておく。

(注2)計画停電に伴う電気料金割引制度(例. 500kW未満の需要家の場合、1日に1時間以上の停電に対し、1日ごとに基本料金の4%を割引)を継続する。

3. その他

(1)被災地の扱い

被災地については、引き続き、原則として計画停電の対象とはしない。

(2)東京23区の扱い

東京23区については、鉄道、信号機、医療機関、高層住宅・ビル等が高密度に存在し、昼間人口も多く^(注1)、また国の基幹的な機能が集積していることから停電対象としない。ただし、その代替手段として、23区内の需要家に対して需給調整契約の締結等を促し、需給逼迫時に計画停電を回避できるように一層の需要削減を求める。^(注2)

(注1)東京23区は多摩地域に比べて、信号機の密度は約4倍、救命救急センター等の密度は約7倍、6階建て以上の建物の密度は約10倍、昼間人口は約3倍。

(注2)東京23区は多摩地域に比べて、需給調整契約を締結している者の数が約3倍(面積の違いを考慮すると約8倍)。

(3)大規模需要家の扱い

専用線、専用線類似の特高需要家は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施する。

(4)その他

平成23年3月の停電時には、鉄道用の変電所等に通電した結果、隣接地域にも通電されたケースがあったが、これらの地域については、技術的に対応可能な範囲で原則として停電対象となる。

(注)東京電力と東北電力とでは、技術的な理由等によって、一部運用が異なる場合がある。

(以 上)

今夏以降の需給対策

1. 供給面での対策

①火力発電所の復旧・立ち上げ及び増設

- 被災した火力発電所（共同火力発電所を含む）について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求する。
- 3年程度以内に供用を開始する災害復旧事業として東京電力・東北電力の復旧計画に位置づけられるものについては、環境影響評価法の適用除外となることを確認した。環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行いつつ、火力発電設備の増設の前倒しを図る。

②緊急設置電源の導入

- 系統余力の上限を念頭に置きつつ、可能な限り多くのガスタービン等の緊急設置電源の導入を図る。

③自家用発電設備（自家発）の活用

- 新規の調達先を含めた自家発電電源の余剰電力について、東京電力及び東北電力による適切な買取を図る一方、支援予算措置を有効に活用しつつ、自家発設置者に対し、増出力及び売電を要請する。
- また、自家発電設備の活用に係る関連規制に関する環境を整備することにより、自家発の導入促進を図る。

④地域間連系設備の増強

- 既設周波数変換所（FC）の増容量の早期実現と更なる増強の具現化に向けて、関係者への働きかけを強化する。
- 東西間のみならず、全国大での連系設備等の増強による電力融通強化のため、ポテンシャル調査、課題抽出、工程表等を含むマスタープランを策定する。

⑤分散型電源の導入

- 需要地で熱と電気を効率的に供給するガスコジェネレーション・燃料電池や、太陽光等の再生可能エネルギーと蓄電池等を組み合わせた分散型エネルギーシステムの導入を図り、大規模集中型電源によるリスクを分散するとともに、電力需要の抑制を目指す。

⑥蓄電池の設置

- 電力需要の少ない夜間に蓄電し、昼間に放電することができる蓄電池（リチウムイオン電池、NAS電池）について、系統サイドにおいてその導入を奨励するとともに、需要サイドにおけるピークシフト及び停電時バックアップ対策としての活用も図る。

⑦太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

- 太陽光、風力、地熱等の再生可能エネルギーについて、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等、その導入拡大を図る。
- 再生可能エネルギーの導入促進に向けて、発電設備の立地規制など、諸規制の在り方について検討を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講じる。
- これまで供給力として計上してこなかった再生可能エネルギーについて、安定的な発電可能性を検証し、供給力として計上することを検討する。

2. 需要面での対策

①需要側におけるエネルギー利用の最適化

- スマートメーターの早期導入を促進するとともに、柔軟な料金メニューの設定を行い、電力需要の見える化と価格メカニズムを通じた需要抑制を図る。
- HEMS・BEMS（家庭用・事業用エネルギー管理システム）の早期導入を促進することにより、家庭・小規模ビル等の見える化やエネルギー利用の最適化をシステムにより賢く行うことができるスマートハウス・スマートビルの構築を進める。

②省エネルギーの一層の推進

- 電気製品の省エネ基準の強化、建築物の省エネ基準の強化等、省エネルギー対策の一層の推進、強化を図る。併せて、省エネ効果の高い機器（省エネ型エアコン、高効率照明など）の導入を促す。
- また、今夏に策定される予定のエネルギー管理システム規格について、その認証取得を政府調達の際に考慮すること等を通じて、活用を促す。

③ガスの活用

- 家庭用・業務用・産業用の各部門において、ガスの活用により、電力需要を抑制することが可能である。特に、夏場や冬場に電力需給逼迫が予想される場合には、業務用（オフィスビル、商業施設、病院等）や産業用の空調設備について、ガス式（ガスヒートポンプ、ガス吸収式空調）の活用によるピークカットを図る。

④熱エネルギーの有効活用の推進

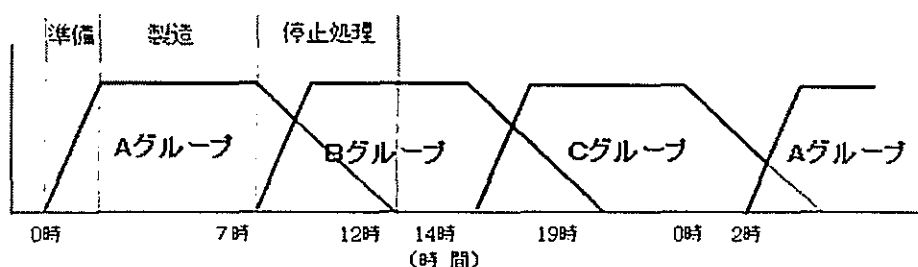
- 都市廃熱、太陽熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱・未利用エネルギー熱の利用拡大による電力需要抑制・ピークカットを推進するため、熱エネルギーの導入支援を拡充するとともに、導入拡大のための推進方策・制度的課題について検討を行う。

大口需要家による取組について

1. 大口需要家が共同で行う需要抑制対策の例

➤ 操業・営業時間の調整シフト

連続した作業時間を確保する必要がある業種等は、業界の各社を数グループに分け、各グループで1日のうちの操業時間をずらしながら設備を稼働させることを検討。



➤ 休業日の分散化

同業者その他で複数社が集まり、グループを設定。稼働日数を通常と変えずに各グループが時期をずらしながら休業することを検討。

		月	火	水	木	金	土	日	月	...
グループ1	A社	休業						休業		...
	B社									
	C社									
グループ2	D社			休業						...
	E社									
	F社									
グループ3	G社					休業				...
	H社									
	I社									

➤ 夏期休業の分散化

同業社その他で複数社が集まり、グループを設定。例年と同程度の夏期休業を行いつつ、各グループで夏期休業の時期を設定することを検討。

		7月	8月	9月
グループ1	A社 B社	休業		
グループ2	C社 D社		休業	
グループ3	E社 F社			休業
グループ4	G社 H社			
グループ5	I社 J社			
グループ6	K社 L社			

2. 経済団体連合会「電力対策自主行動計画」の策定状況

(1) 4月28日現在、製造業319社、その他318社、合計637社の参加を得ており、そのうち、数値目標を設定している企業は、東京電力管内で443社、東北電力管内で158社となっている。

(2) 具体的には、以下のような取組みを実施することとしている。

①大口需要家による最大使用電力の削減

- 自家発電の活用
- 早朝・夜間操業、土日の活用、圏外シフト
- 輪番休業（企業、業界、職場）、夏期休暇の大型化・分散化
- 照明・エアコンの調整、エレベーターの間引き運転
- 使用電力の大きな機器のピーク時からのシフト、蓄電池の活用

②小口需要家への支援

- 節電のコンサルティング、支援
- 自家発電の貸与等

③従業員、顧客等への節電の働きかけ

- 社内通達、HPを活用した具体的な削減策の周知・啓発
- 節電活動に対する顧客の理解要請（ポスター、シール、HP等の活用）

④自家発電設備の活用による電力会社への電力供給の増加

- 水力発電の増強
- 大口自家発電保有者への燃料の供給

⑤その他（大口需要家が実施する需要抑制対策への協力等）

- ビルオーナーの取組み方針への協力
- 仕入先メーカー等の生産調整への協力（後ろ倒し・前倒し生産）

3. 経済団体連合会と日本労働組合総連合会の自主的な取組み

①ピーク電力需要抑制・シフトに向けた取組み

企業・団体による「電力対策自主行動計画」の策定と着実な実行を促す。

②国民運動としての節電の推進

家庭・個人によるピーク期間・時間帯の電力需要の抑制を呼びかける。

③労使のよる対話の継続

具体的な検討をさらに推進するため、労使による対話を継続する。

小口需要家の 節電行動計画の標準フォーマット

- ・ オフィスビルのフォーマット
- ・ 卸・小売店(食品スーパーを除く)のフォーマット
- ・ 食品スーパーのフォーマット
- ・ 医療機関のフォーマット
- ・ ホテル・旅館のフォーマット
- ・ 飲食店のフォーマット
- ・ 学校のフォーマット
- ・ 製造業(工場)のフォーマット
- ・ フォーマット(自由記入形式)
- ・ (参考)記載例

平成23年5月
資源エネルギー庁

本フォーマットの利用の仕方

- 電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8分野について、標準フォーマットを用意しています。
- 該当する分野(該当するものがない場合には電力消費の構造が近いと考えられる分野)のフォーマットを利用し、各需要家において節電行動計画の作成をお願い致します。
- 基本アクションをできるだけ対策として取り上げるとともに、基本アクション以外の対策についても、可能な限り取り上げるようご検討をお願い致します。(注:掲げられている対策のすべてを実施しなければならない訳ではありません。)
- フォーマットにない独自の対策についても追加することが出来ます。(追加する対策は、自由記入形式のフォーマットに記載して、両フォーマットを併用しても結構です。)
- 一から立案する場合には、自由記入形式のフォーマットをご利用下さい。

(参考)夏期の電力需給対策について(抄)

(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定)

2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

(2) 需要抑制の目標

- これを達成するための大口需要家・小口需要家・家庭の部門毎の需要抑制の目標については、同じ目標を掲げて国民・産業界が一丸となり、平等に努力してこの夏を乗り切るとの考え方の下、均一に▲15%とする。

(注) ピーク期間・時間帯(7～9月の平日の9時から20時)における使用最大電力の抑制を原則とする。

(注) 需要家には、政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

3. 需要面の対策

(2) 小口需要家(契約電力500kW未満の事業者)

①取組の基本的方針

- 小口需要家は、具体的な抑制目標と、それぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表するとともに、実施を図る。その際、労使が十分に話し合いながら取組を進める。
- 政府は、小口需要家の取組を促すため、「節電行動計画の標準フォーマット」を活用した節電取組の周知等の措置を講ずる。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
- ※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

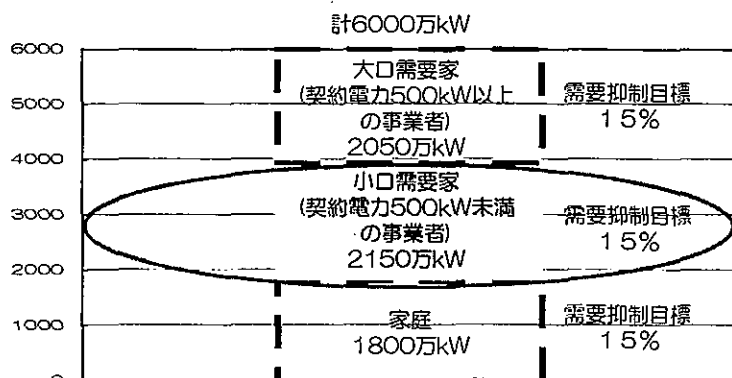


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ オフィスビルの電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的なオフィスビルにおいては、昼間（10時～17時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ30%程度になります。

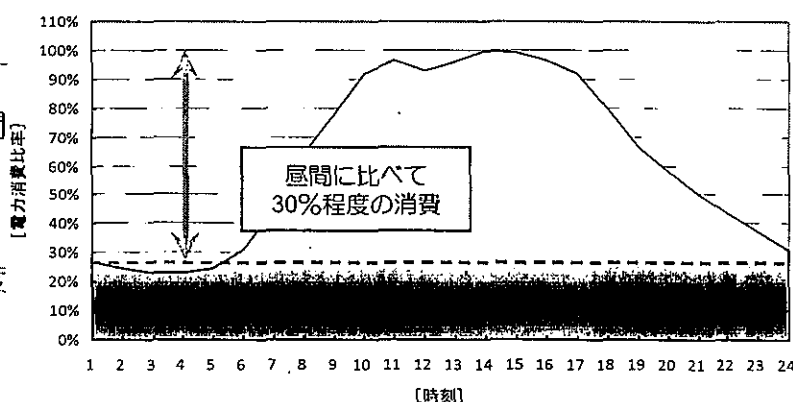


図2：平均的なオフィスビルにおける電力需要カーブのイメージ
出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調用電力が約48%、照明及びOA機器（パソコン、コピー機等）が約40%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約88%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

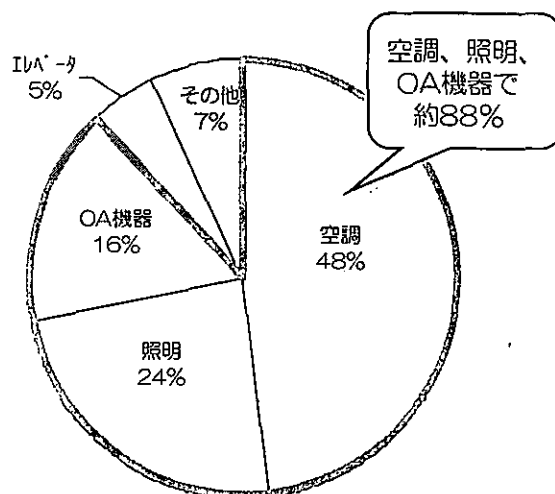


図3：平均的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率
出典：資源エネルギー庁推計

■節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

5つの基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。	13%	
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	
空調	・執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)	
	・使用していないエリアは空調を停止する。	2%	
OA機器	・長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	5%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	3%	
	・冷凍機の冷水出口温度を高めめに設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する（セントラル式空調の場合）。	2%	
その他	・複数の事業者で交代で休業する。 (7グループに分けて、輪番で週二日休業した場合)	14%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。	
	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	
空調	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	
	・電気室、サーバー室の空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。	
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	
	・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
	・朝の涼しい時間帯から設備を起動したり、分散起動すること(複数台数の場合)により、立上げによるピーク電力上昇を抑制する。	
コンセント動力	・エレベーターやエスカレーターの稼働を半減または停止する。	
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を所有している場合は、発電優先で運転する。	

ビル主やテナントへの節電の呼びかけも大切です

節電啓発	・ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。	
	・節電担当者を決め、責任者(ビルオーナー・部門長)と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。	
	・従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

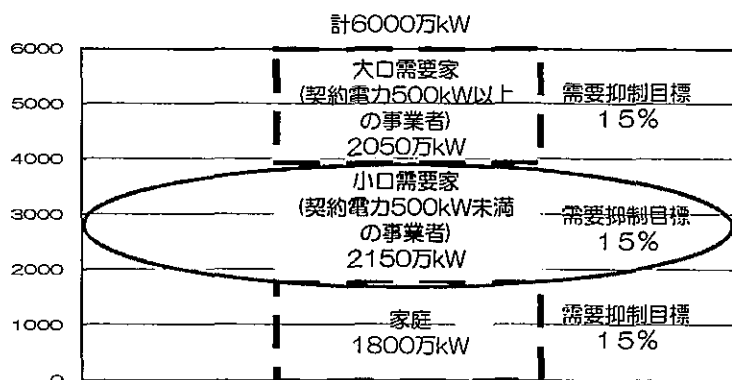


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 卸・小売店の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な卸・小売店においては、昼間（9時～17時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ20%程度になります。



図2：平均的な卸・小売店における電力需要カーブのイメージ

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約48%、照明が約26%、冷凍冷蔵（冷蔵庫、ショーケース等）が約9%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約83%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

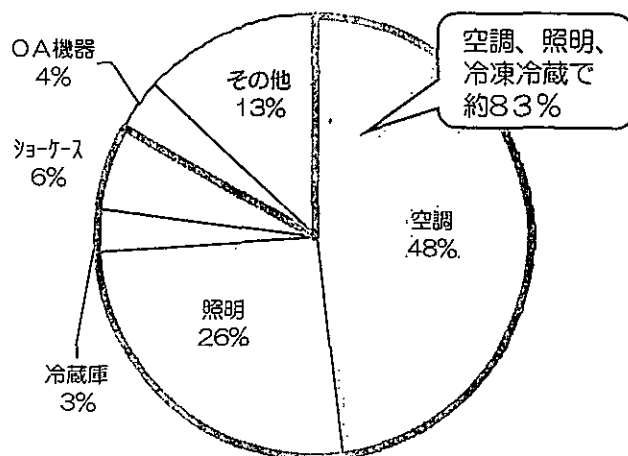


図3：平均的な卸・小売店における用途別電力消費比率

出典：資源エネルギー庁推計

■節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

4つの基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果

実行
チェック

照明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	13%	☐
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%	
空調	・店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	4% (+2℃の場合)	☐
冷凍冷蔵	・業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	☐

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	8%	☐
その他	・ピーク時間を避けるため、営業時間や営業日を短縮・シフトする。 (系列5店舗間で輪番平日一日休業又は営業時間短縮した場合。)	10%	☐

メンテナンスや日々の節電努力をお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	☐
空調	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
冷凍冷蔵	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	☐
	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	
	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースについては、冷気が漏れないようビニールカーテンなどを設置する。	
コンセント 動力	・デモンストレーション用の家電製品などではできる限り電源をオフにする。	☐
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	☐
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員への節電の徹底をお願いします

節電 啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	☐
	・節電担当者を任命し、責任者(店長、部門長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意下さい。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯(※)を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家(500kW以上): 15%
小口需要家(500kW未満): 15%
家庭: 15%

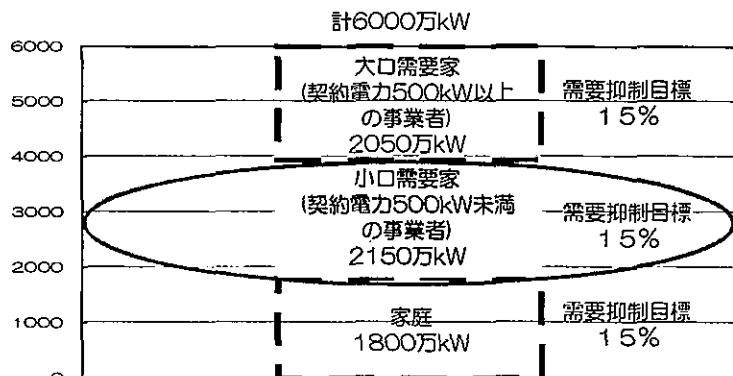


図1: 東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 食品スーパーの電力消費の特徴

1日の電気の使われ方(夏期のピーク日)

- 平均的な食品スーパーにおいては、昼間(10時～17時)に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ30%程度になります。

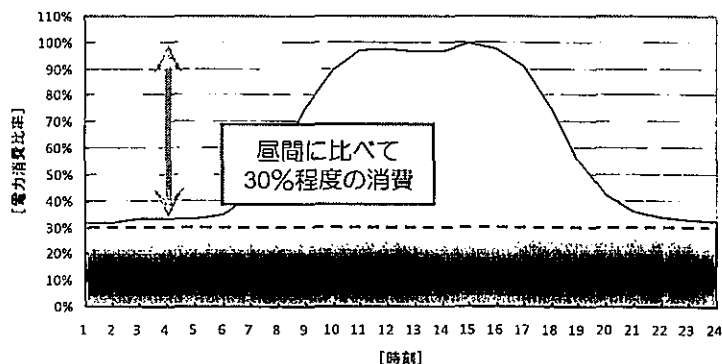


図2: 平均的な食品スーパーにおける電力需要カーブのイメージ

出典: 資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳(ピーク時: 14時前後)

- 電力消費のうち、冷凍冷蔵(冷蔵庫、ショーケース等)が約35%、空調および照明(一般照明、ショーケース用照明)が約49%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約84%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

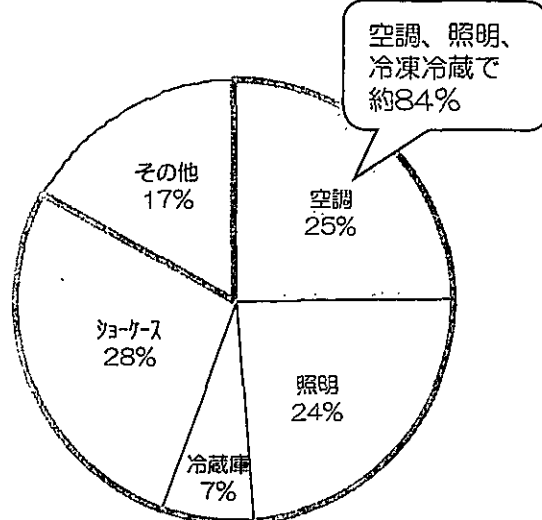


図3: 平均的な食品スーパーにおける用途別電力消費比率

出典: 資源エネルギー庁推計

※端数処理により合計値が100%とまらないことがある。

■節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

5つの基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果

実行
チェック

照明	・店舗の照明を半分程度間引きする。	11%	☐
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）や不要な場所（看板、外部照明、駐車場）の消灯を徹底する。	2%	
空調	・店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	1% (+2℃の場合)	☐
	・使用していないエリア（事務室、休憩室等）は空調を停止する。	1%	
冷凍 冷蔵	・業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	5%	☐

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	4%	☐
その他	・ピーク時間を避けるため、営業時間や営業日を短縮・シフトする。 (系列5店舗間で輪番平日一日休業又は営業時間短縮した場合。)	10%	☐

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	☐
空調	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	
	・搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め、売場の冷気流出を防止する。	
冷凍 冷蔵	・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	☐
	・冷凍・冷蔵ショーケースの吸込み口と吹出し口には商品を置かないようにすると共に、定期的に清掃する。	
	・オープン型の冷凍・冷蔵ショーケースに冷気流出防止用ビニールカーテンを設置する。	
コンセント 動力	・調理機器、業務用冷凍・冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	☐
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	☐
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	☐

従業員への節電啓発

節電 啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	☐
	・節電担当を決め、責任者(店長・部門長)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

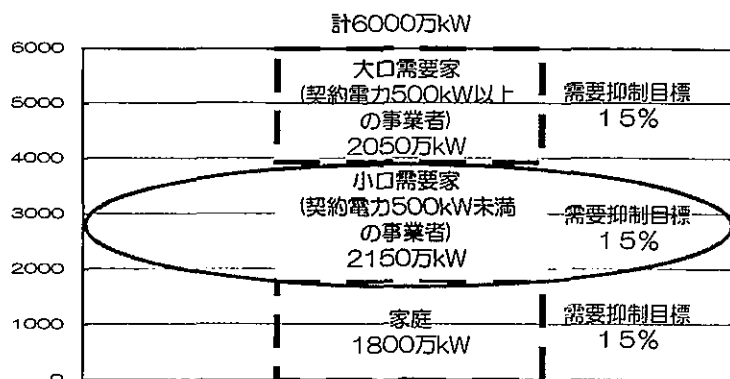


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、昼間（9時～16時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ40%程度になります。

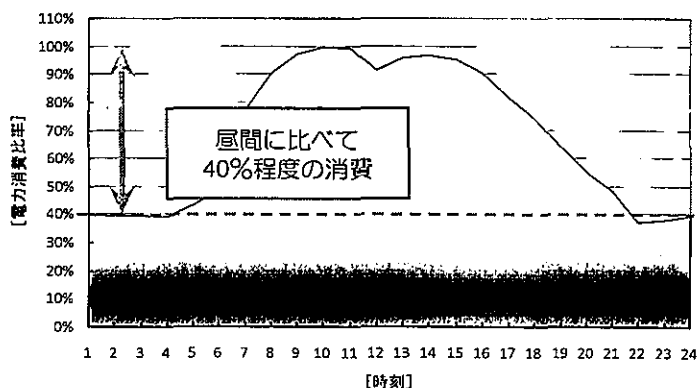


図2：平均的な医療機関における電力需要カーブのイメージ
出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約38%、照明が約37%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約75%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

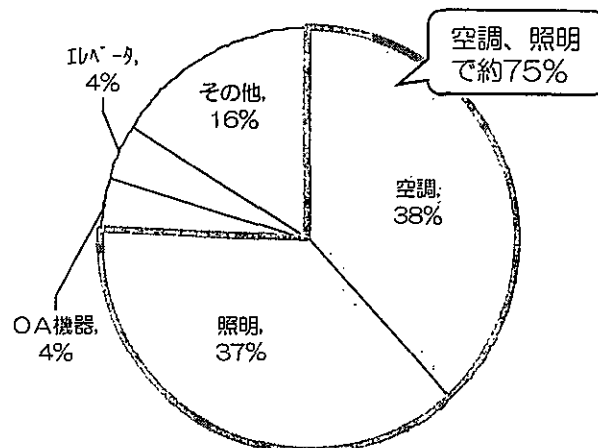


図3：平均的な医療機関における用途別電力消費比率
出典：資源エネルギー庁推計

※端数処理により合計値が100%と
ならないことがある。

■節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

5つの基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果
実行チェック

照明	・事務室の照明を半分程度間引きする。	4%	
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	
空調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	・使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	2%	
----	---	----	--

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 （従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。）	
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	
空調	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。	
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
コンセント 動力	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	
	・電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
その他	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

関係者への節電の啓発も大切です

節電 啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。	
	・節電担当者を任命し、責任者（病院長・事務局長など）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。	
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

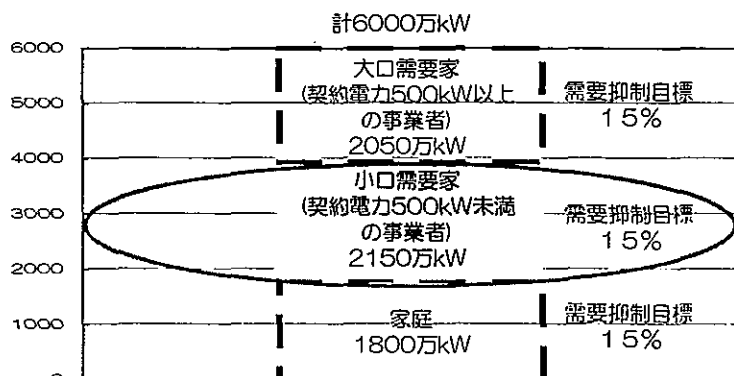


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ ホテル・旅館の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的なホテル・旅館においては、23時以降の深夜～朝6時頃の夜間以外は高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べて70%程度になり、昼夜間格差は小さいです。

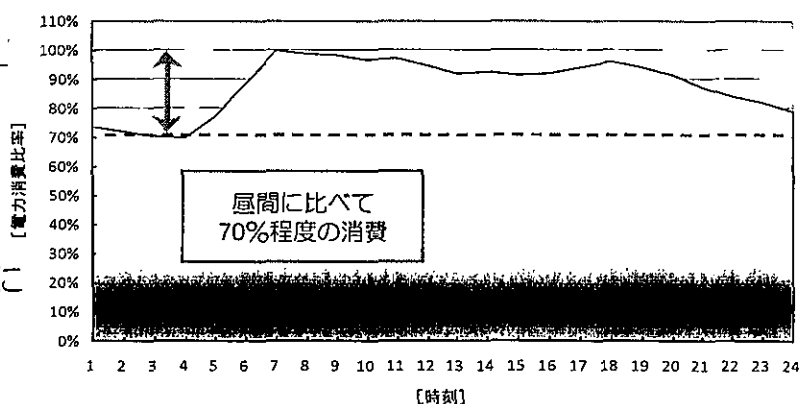


図2：平均的なホテル・旅館における電力需要カーブのイメージ
出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約26%、照明が約31%を占めます。
（右グラフの照明比率の構成としては、概ね、客室：客室以外＝1：7となっています。）
- これらを合わせると電力消費の約57%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

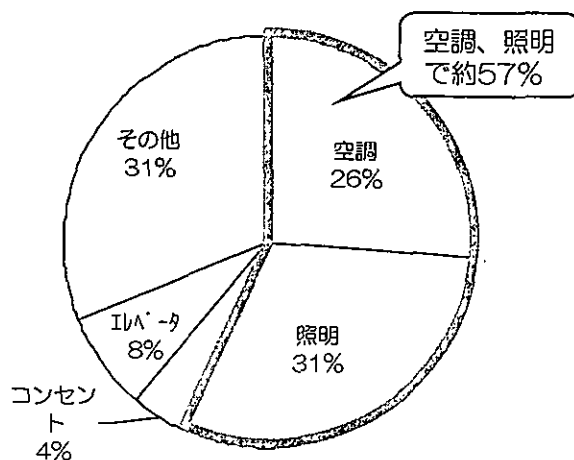


図3：平均的なホテル・旅館における用途別電力消費比率
出典：資源エネルギー庁推計

節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

3つの基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果

実行
チェック

照明	・客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	13%	
	・使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	1%	
空調	・ロビー、廊下、事務室等の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	1% (+2℃の場合)	

さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください

空調	・客室外気給気／浴室排気システムの場合は、10時～17時の送風量を50%風量、または停止する。	2%	
----	---	----	--

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	
	・宴会場の準備、片付けの際には一般照明のみ点灯し、演出照明（シャンデリア等）は消灯する。	
	・宿泊客への協力要請を通じて、客室の照明を抑制する（使用していない照明の消灯等）。	
空調	・厨房排気を確認し適正な風量に調節する（過大な場合は外気を誘引してしまうため）。	
	・車の動きが少ない時間帯の駐車場給排気ファンの間欠運転をする。	
	・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・宿泊客への協力要請を通じて、客室の空調を抑制する（温度設定を上げる等）。	
コンセント 動力	・エレベーターは10時～17時(空室時)に運転台数を削減する。	
	・客室冷蔵庫のスイッチは「切」で待機する。	
	・給湯循環ポンプの10時～17時(空室時)の流量削減または停止する（中央給湯方式）。	
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	
その他	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

従業員や宿泊客への節電の啓発も大切です

節電 啓発	・施設全体の節電目標と具体策について、従業員全体に周知徹底し実施する。	
	・節電担当者を任命し、責任者(支配人・部門長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的に実施する。	
	・館内での貼り紙などを通じて宿泊客へ節電を呼びかける。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

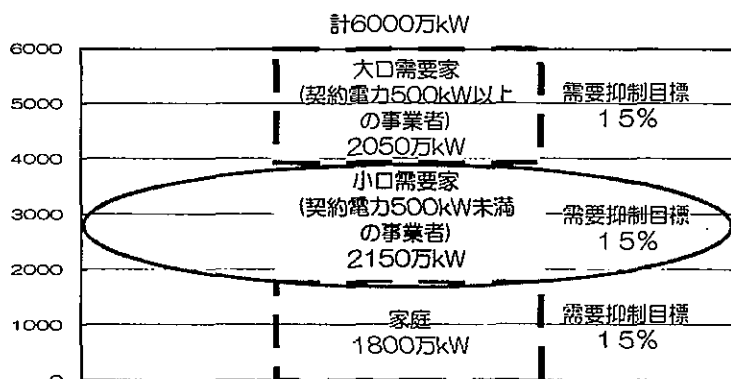


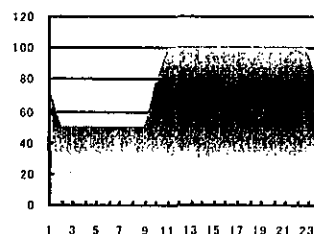
図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 飲食店の電力消費事例

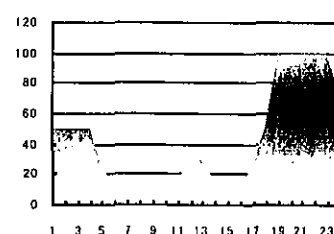
1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 24時間型・昼型・夜型など営業種別により営業時間帯が異なり、外気温や入客状況に応じて電力消費の状況が大きく異なります。
- 営業時間外の消費電力は営業時間の最大消費電力に比べ、10%程度になります。

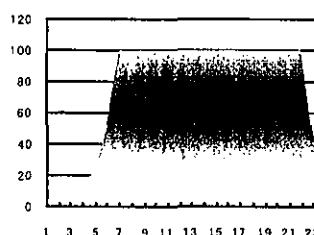
24時間型



夜～深夜型



朝～夜型



昼型

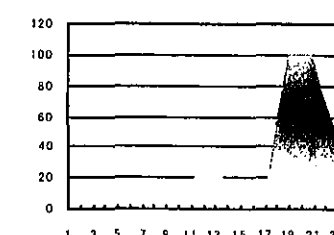


図2：飲食店における電力需要カーブの事例

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：20時前後）

- 電力消費のうち、空調が約46%、照明が約29%、厨房機器等（給湯・冷蔵庫・ショーケース等）で約22%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約97%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

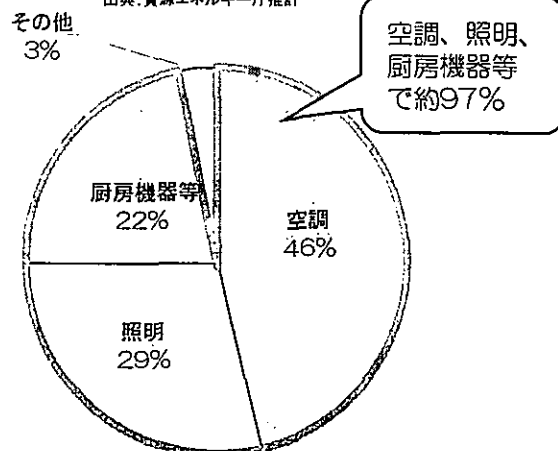


図3：飲食店における用途別電力消費比率の事例

出典：資源エネルギー庁推計

■ 節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

3つの基本アクションをお願いします

		設備毎 の節電効果	実行 チェック
照明	・使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客席の照明を半分程度間引きする。	40%	
空調	・店舗の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	8% (+2℃の場合)	
厨房	・冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	3%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	
空調	・使用していないエリアは空調を停止する。	
	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。	
厨房	・使用していない機器(調理機器など)のプラグを抜く。	
	・調理機器の設定温度の見直しを行う。	
	・業務用冷蔵庫のドアの開閉回数や時間を低減し、冷気流出防止ビニールカーテンを設置する。	
コンセント 動力	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
その他	・デマンド監視装置を導入し設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	

従業員への節電の啓発も大切です

節電 啓発	・店舗全体の節電目標と具体的アクションについて、従業員へ理解と協力を求める。	
	・節電担当者を決め、責任者（店長）と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、設備毎の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。そのため、設備内容や利用状況等によって効果は異なる場合があります。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

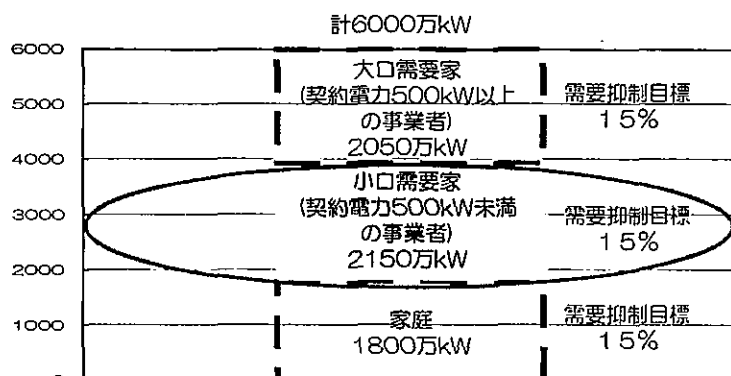


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 学校の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な学校においては、昼間（9時～17時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ10%程度になります。

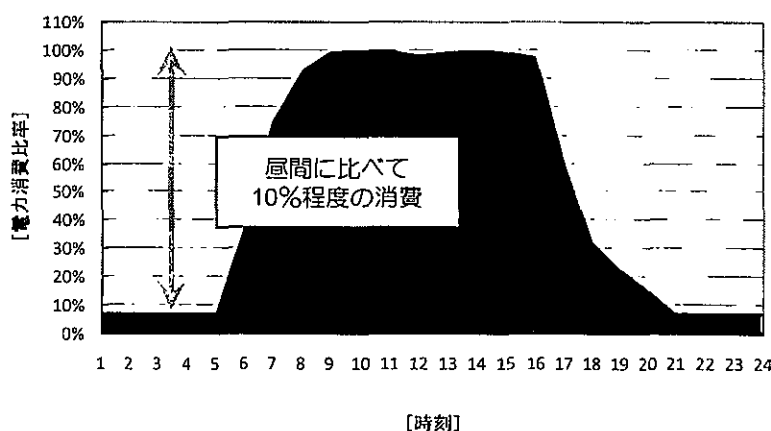


図2：平均的な学校における電力需要カーブのイメージ

出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（夏期平日ピーク時：14時前後）

- 夏期の就学日におけるピーク時は、照明が約69%を占めています。
（右グラフの照明比率の構成としては、概ね、体育館：教室・職員室・廊下＝1：6となっています。）
- 小口需要家（小、中、高校）においては、教室部分に空調を設置していない場合が多いため、照明の比率が高くなっています。
ただし、空調を設置している学校については空調の比率が高くなることに留意が必要です。

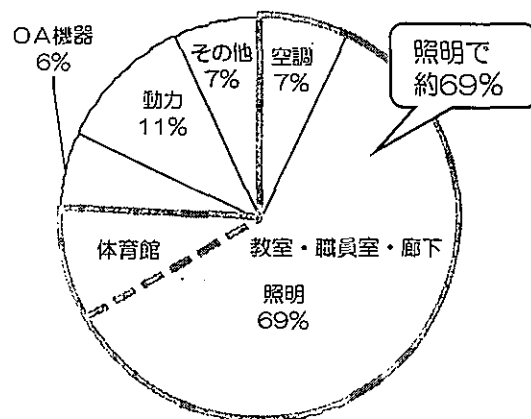


図3：平均的な学校の夏期平日ピーク時の用途別電力消費比率

出典：資源エネルギー庁推計

※夏休み期間は、教室と体育館の照明比率が概ね逆転します。

■節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

照明での基本アクションをお願いします

建物全体に対する節電効果
実行
チェック

照 明	・教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	16% (約4割減の場合)	
	・点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を1 / 4程度間引きする。	2%	

メンテナンスや日々の節電努力もお願いします

照 明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)	
	・使用していないエリア(教室、音楽室等)は空調を停止する。	
空 調	・日射を遮るために、緑のカーテン、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	
	・フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	
	・特別教室(音楽室、コンピュータ室等)は連続利用する。	
	・電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
コンセント 動力	・プールの水位調整のための給排水を少なくするよう工夫する。	
	・プール用水のろ過フィルタを清掃する。	
	・待機電力を削減する。(特に夏休み中はパソコン、テレビ等のプラグをコンセントから抜く。)	
	・献立や調理の工夫により食器等を減らして食器洗浄機を使用したり、熱風保管庫の使用時間帯をシフトするなど、ピーク電力を抑制する工夫をする。	
その他	・手洗い等、水の流し放し、水の出しすぎに注意する。	
	・節水こま、泡沫水洗を使用する。	

学校関係者の節電の取組をお願いします

節電 啓発	・児童・生徒等に対する節電教育を行い、児童・生徒等の自発的な活動を推進する。	
	・節電担当者を決め、責任者(校長先生等)と関係者が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	
	・学校関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ご注意

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
- ・節電を意識しすぎるあまり、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯（※）を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

大口需要家（500kW以上）：15%
小口需要家（500kW未満）：15%
家庭：15%

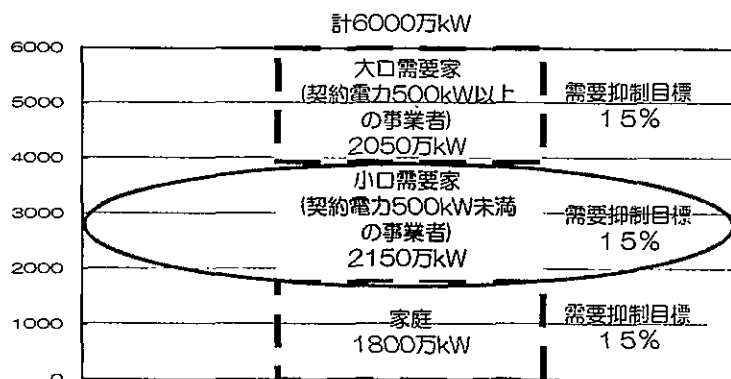
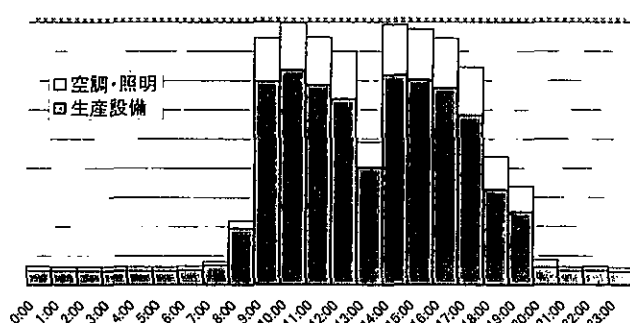


図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 製造業の電力消費の特徴

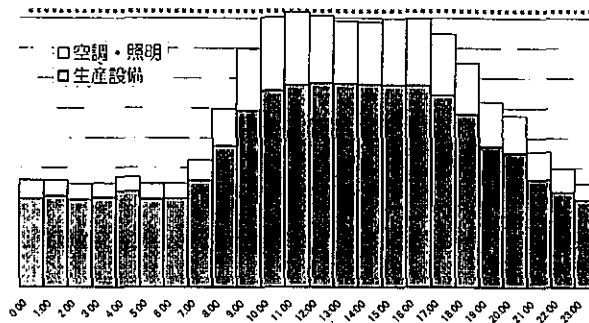
1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

昼間操業の需要家（一般的な稼働時間）



主な業種：金属加工、自動車部品製造、電気・一般機械製造（組立） など
負荷設備：生産機械、電気炉、空調・照明 など

昼夜連続操業の需要家（高い稼働時間）



主な業種：食品加工、電気・半導体製造 など
負荷設備：生産機械、空調・照明、クリーンルーム、冷凍・冷蔵設備 など

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、生産設備が占める割合が高いため、生産工程の節電対策は特に効果的です。
- 生産工程や納期、必要な生産環境（空調）に応じて電力消費形態が異なります。

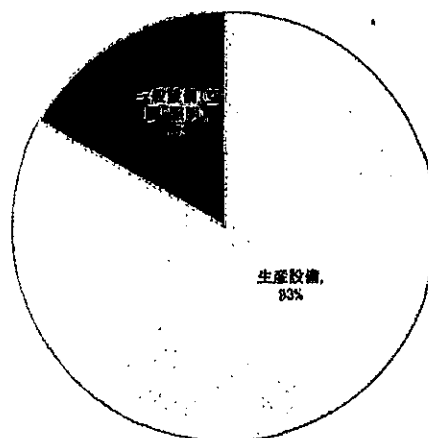


図2：製造業の用途別電力消費比率事例

節電行動計画

事業者名

責任者名

節電目標

節電実績

生産設備の節電メニュー

- ・不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。
- ・電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。
(節電効果：保温施工の実施例)

機械・設備毎の
節電効果

実行
チェック

7%

ユーティリティ設備の節電メニュー

- ・使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。
(節電効果：単機における0.1MPa低減時)
- ・コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合いする]。
(節電効果：単機における吸気温度10℃低減時)
- ・負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。
(節電効果：コンプレッサ5台システムでピーク負荷60～80%の場合)
- ・インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。
(節電効果：弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が80%となった場合)
- ・冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。
(節電効果：利用側の状況を確認しながら7℃→9℃へ変更した場合)

8%

2%

9%

15%

8%

一般設備(照明・空調)の節電メニュー

照明

- ・使用していないエリアは消灯を徹底する。
- ・白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。
(節電効果：白熱灯60W → ①電球形蛍光ランプ、②LED電照明、に交換した場合)

①76%

②85%

空調

- ・工場内の温度を28℃とする(または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる)。
(節電効果：室内温度設定を2℃上げた場合)
- ・外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。
(節電効果：換気ファンの間欠運転または停止により30%取入量を低減した場合)
- ・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。
(節電効果：日射の影響を受ける室外機によしずをかけた場合)

6%

8%

10%

その他の節電メニュー

その他

- ・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力Δ15%とし、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。

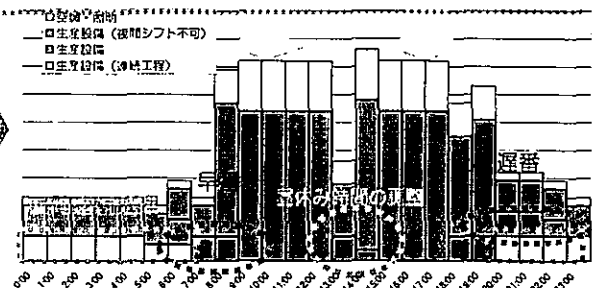
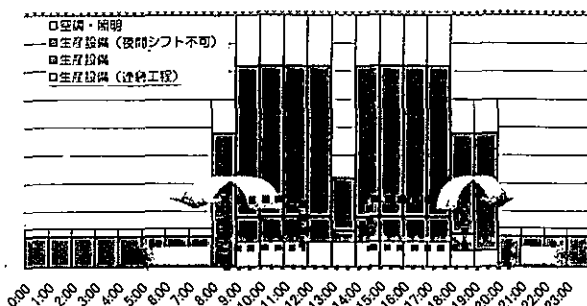
節電啓発

- ・設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的実施することでロスを低減する。
- ・節電担当を決め、責任者(社長・工場長)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。
- ・従業員の夏期の休業・休暇の分散化・長期化を促す。
- ・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。

生産用動力の稼働シフトによる電力ピーク抑制

稼働シフト

- ・バッチ処理工程を早朝や夜間へシフトする(早番・遅番対応等)。
- ・連続処理工程を昼間から夜間へシフトする(熱処理などの加熱工程等)。
- ・事務作業や昼休みの時間を調整し、電力ピークをシフトする。



※ご注意

- ・記載している節電効果は、機械・設備毎の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。そのため、設備内容や利用状況等によって効果は異なる場合があります。
- ・空調については電気式空調を想定しています。
- ・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意下さい。

資源エネルギー庁

■節電行動計画	事業者名		責任者名	
---------	------	--	------	--

節電目標

節電実績

[illegible]

記載例

《オフィスビルの場合》

節電効果は、一般に単純に合計できませんが、本例では、他の対策も盛り込むことにより、単純合計した効果（△19%）が達成できると見込んでいます。

○取り組もうとするアクションを選択し、チェックすることで、計画を作成して下さい。
○より詳細に計画を作り込まれる場合は、例えば以下のように、自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値をアレンジいただくことができます。

ピーク時電力（kW）を15%以上削減する目標を立てましょう。

※ピーク時電力の把握が困難な需要家は、月間電力消費量（kWh）で目標を設定しても結構です。

設定した目標を達成できたか、後日実績値を確認・記載しましょう（毎月記載しても結構です）。

（参考）

■節電行動計画

事業者名 株式会社〇〇商事 △△営業所

責任者名

節電 大作

節電目標 昨年夏ピーク比で△19%

節電実績 7月:△20%/8月:△21%/9月:

まずは、5つの基本アクションをお願いします

		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・執務エリアの照明を半分程度間引きする。 4分の1	64.2%	✓
	・使用していないエリア（会議室、廊下等）は消灯を徹底する。	3%	✓
空調	・執務室の室内温度を28℃とする（または、風通しなど室内環境に配慮しつつ、28℃より若干引き上げる）。	24% (+2℃の場合 14%)	✓
	・使用していないエリアは空調を停止する。	2%	
コンセント 動力	・長時間席を離れ、 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値を アレンジしていただいて結構です。	3%	✓
		計 △19%	

さらに、節電効果が大きい以下のアクションも選択して下さい

空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取入れ量を調整する（外気導入による負荷を減らすため）。	5%	
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	3%	✓
	・冷凍機の冷水出口温度を高めに設定し、ターボ冷凍機、ヒートポンプ等の動力を削減する（セントラル式空調の場合）。	2%	
その他	・複数の事業者で交代で休業する。 （7グループに分けて、輪番で週二日休業した場合）	14%	

メンテナンスや日々の節電のお願い

照明	・昼休みなどは完全消灯を心掛ける。		✓
	・4分の1の照明を従来型蛍光灯からHf蛍光灯に交換する。 23%×(1/4)×35% =約2% （従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 （従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合）約40%消費電力削減。）		✓
空調	・フィルターを定期的に 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値を アレンジしていただいて結構です。		✓
	・電気室、サーバー室の 自社の実状に応じてフォーマットの対策・数値を アレンジしていただいて結構です。		
	・室外機周辺の障害物を取り除くとともに、直射日光を避ける。		✓
・電気以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転す			

本計画に盛り込む節電対策を選びましょう（✓）。
※基本アクションはできるだけ盛り込みましょう。
※実施できない対策を盛り込む必要はありません。

家庭の節電対策メニュー

平成 23 年 5 月
資源エネルギー庁

～節電のお願い～

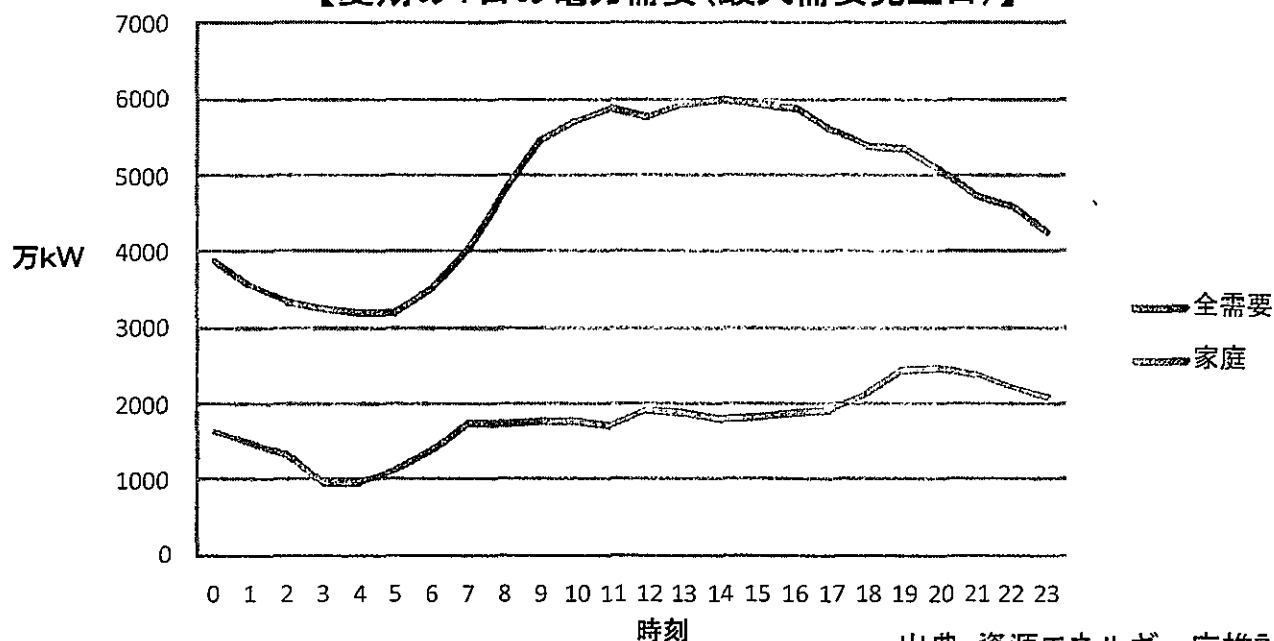
東日本大震災のため電力の供給が落ち込んでおります。このため、ご家庭では、夏(7～9月)の平日の9時～20時における使用電力を15%減らすことをめざして、節電に取りくんでいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

節電はいつすれば？

特に7～9月の平日は冷房需要が増え、1日の中では14時頃に家庭を含む全体の電力需要が最も大きくなります。

1日を通じた節電を心がけつつ、特に日中(9時～20時)の節電をお願いいたします。

【夏期の1日の電力需要(最大需要発生日)】



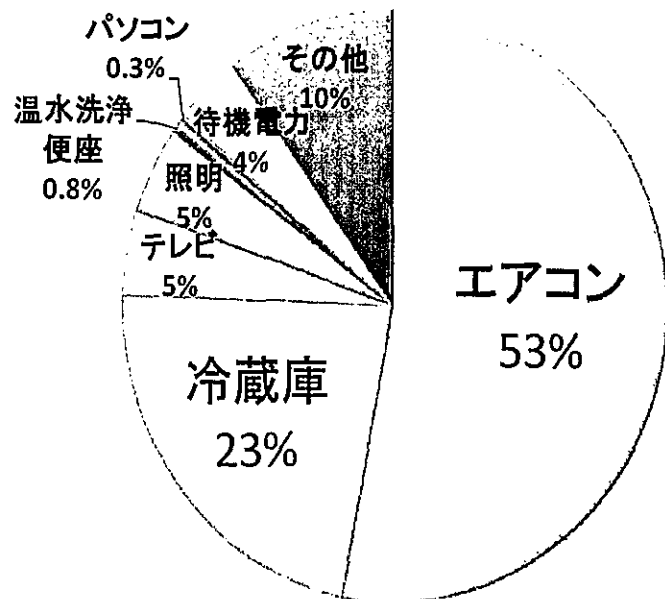
出典:資源エネルギー庁推計

●どんな電気製品を使っている？

夏の日中（14時頃）には、在宅世帯は平均で約1,200Wの電力を消費しており、そのうちエアコンが約半分を占めています。

外出中の世帯でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約340Wの電力を消費しています。

【夏の日中（14時頃）の消費電力（全世帯平均）】



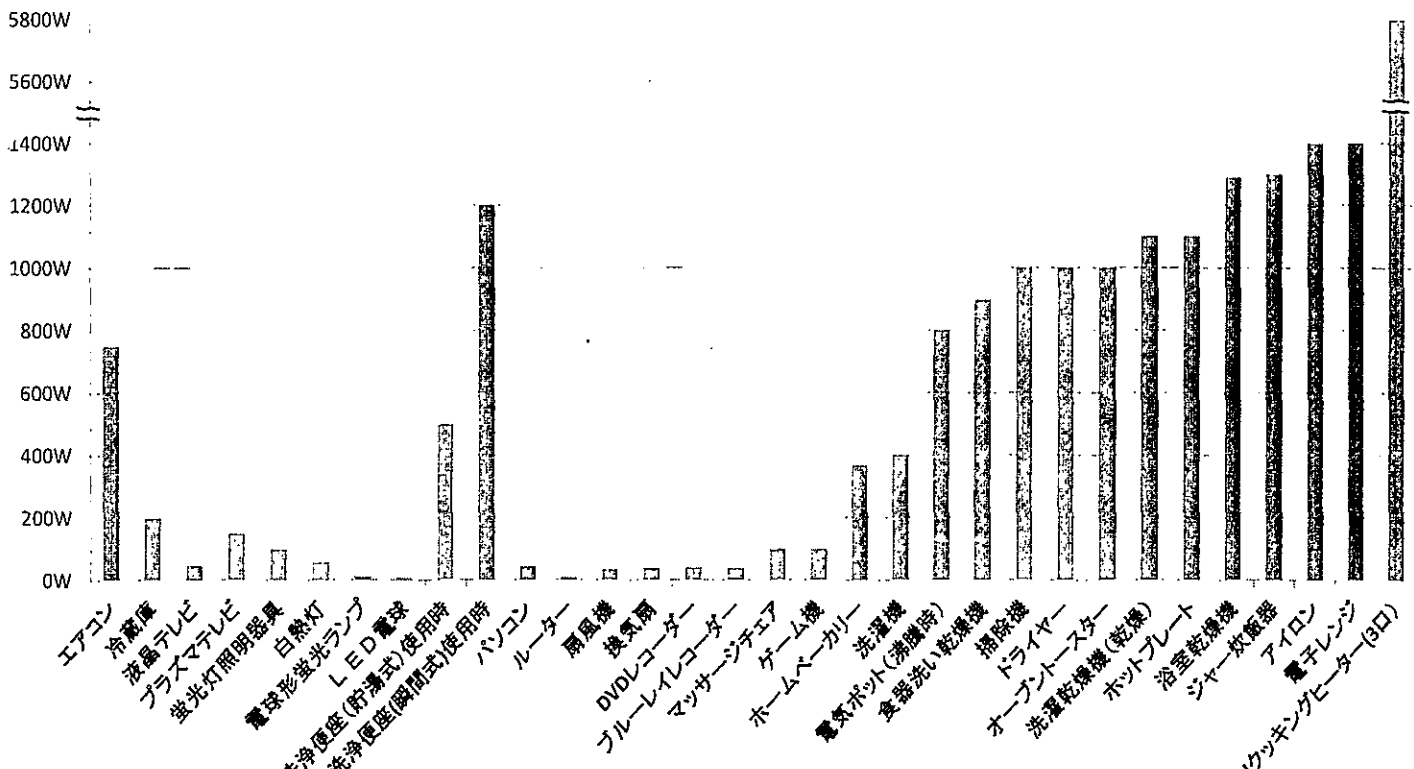
●主な電気製品の消費電力について

出典：資源エネルギー庁推計
数値は最大需要発生日を想定

💡 家庭には1,000Wを上回る電気製品がたくさんあります。
消費電力の大きい電気製品は、平日の日中（9時～20時）を避けて使いましょう。

温水洗浄便座、電気ポット、食器洗い乾燥機、オーブントースター、掃除機、ドライヤー、洗濯乾燥機（乾燥）、浴室乾燥機、ジャー炊飯器、電子レンジ、アイロン、IHクッキングヒーター 等

【家庭で使用する主な電気製品の定格消費電力】



出典：資源エネルギー庁調べ

※これは定格消費電力の一例であり、実際の消費電力は、製品の種類、使用方法等により異なります。

ご家庭で取りくむ対策をチェックし、「我が家の節電対策」を作りましょう。

取りくんでいただきたい節電対策メニュー

節電効果

削減率

削減率

削減消費電力

- ① 室温28℃を心がけましょう。

10%

130W

☐

※設定温度を2℃上げた場合

- ② “すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげましょう(エアコンの節電になります)。

10%

120W

☐

- ③ 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使いましょう。

50%

600W

☐

※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるので注意しましょう。

- ④ 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品をつめこまないようにしましょう。

2%

25W

☐

- ⑤ 日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。

5%

60W

☐

- ⑥ 省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。

2%

25W

☐

※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

- ⑦ 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、これらを利用しましょう。

いずれかの対策により

1%未満

5W

☐

- ⑧ 上記の機能がなければコンセントからプラグを抜いておきましょう。

- ⑨ 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫に保存しましょう。

2%

25W

☐

- ⑩ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。

2%

25W

☐

外出している時にも、④⑦⑧⑩の対策に取りくみましょう。

削減率の合計が15%をこえるように節電しましょう。

%

W

！ エアコンの控え過ぎによる熱中症などに気をつけて、無理のない範囲で節電しましょう。

※節電効果の記載値は、在宅世帯の日中の平均的消費電力(14時:約1200W)に対する削減率と削減消費電力の目安です(資源エネルギー庁推計)。また、削減率は全て小数点以下を切り捨てています。

その他の対策メニュー

エアコン フィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。 ☐

冷蔵庫 庫内にビニールカーテンを取りつけましょう。 ☐

電気ポット お湯はガスコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。 ☐

洗濯機 容量の80%程度を目安にまとめ洗いをしましょう。 ☐

パソコン 日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使いましょう。 ☐

掃除機 紙パック式はこまめにパックを交換しましょう。 ☐

ライフスタイル 節電のための家事スケジュールをたてておきましょう。 ☐

日中(9時~20時)を避けて電気製品を上手に使うため、一日の家事スケジュールを事前にたてておきましょう。

旅行や外出も節電に役立ちます。 ☐

外出時の家庭の電力消費は、在宅時を大きく下回ります。旅行や外出は、有効な節電手法の一つです。

節水 食器のまとめ洗いやシャワー時間の短縮など節水を心がけましょう。 ☐

節水によって、水を送るポンプや上下水道施設の消費電力を減らすことができます。

○主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。

ご家庭で使っている主な電気製品の消費電力を調べてみましょう。電気製品の取扱説明書や本体には年間消費電力量や定格消費電力などが記載されています。

夏にご家庭で使う電気製品の消費電力を推定してみましょう。

エアコン	冷房時消費電力	W ×	台	=	W
冷蔵庫	年間消費電力量に0.3を掛けた値	W ×	台	=	W
テレビ	年間消費電力量に0.6を掛けた値	W ×	台	=	W
照明1	定格消費電力	W	個	=	W
照明2		W	個	=	W
照明3		W	個	=	W

※計算した値はあくまで目安の値になります。

○省エネ家電に買い替えましょう。

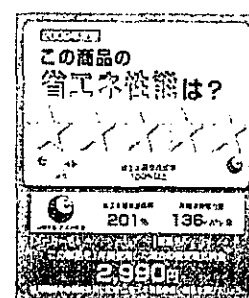
最新型の電気製品は消費電力が少なく、買い替えると大きな節電効果があります。統一省エネラベルを参考に省エネ家電を購入しましょう。(ただし、お使いの電気製品をより大型のものに替えると消費電力が増えることもありますのでご注意ください。)

○白熱電球を電球形蛍光灯やLED電球に交換しましょう。

白熱電球1個(60形の場合:54W)は、最新式の32V型液晶テレビとほぼ同じ電力を消費します。

白熱電球を電球形蛍光灯(12W)に交換することで42W、LED電球(8W)なら46W程度節電することができます。

統一省エネラベル



夏季の休業・休暇の分散化・長期化と観光の促進

(夏季の休業・休暇の分散化・長期化)

夏期のピーク対策の一つとして、産業界を中心に、個々又は複数事業者の事業所間で休業日を調整し、節電が必要な期間、輪番で一部の事業所を休業させたり、休暇を長期化させたりすることによって、生産活動等を抑えることなく、全体としてピーク時の最大使用電力を一定レベル以下に抑制できるようになることが考えられる。

(図1) 複数企業による休業分散化の例

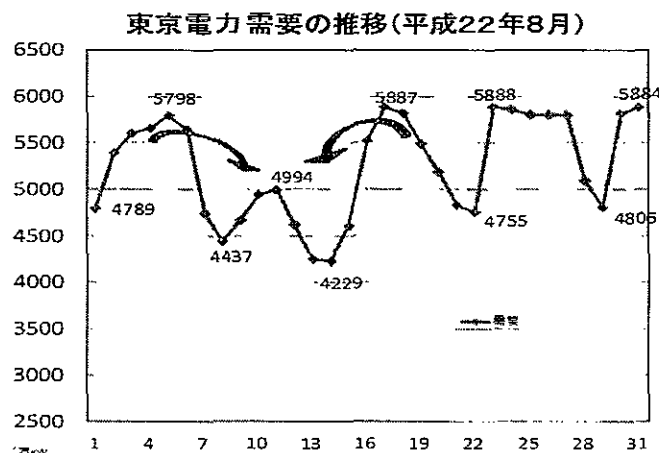
		月	火	水	木	金	土	日	月	...
グループ1	A社	休業						休業		...
	B社									
	C社									
グループ2	D社			休業						...
	E社									
	F社									
グループ3	G社					休業				...
	H社									
	I社									

(図2) 秋以降の休業日を夏に振り替えること等による休業分散化・長期化の例



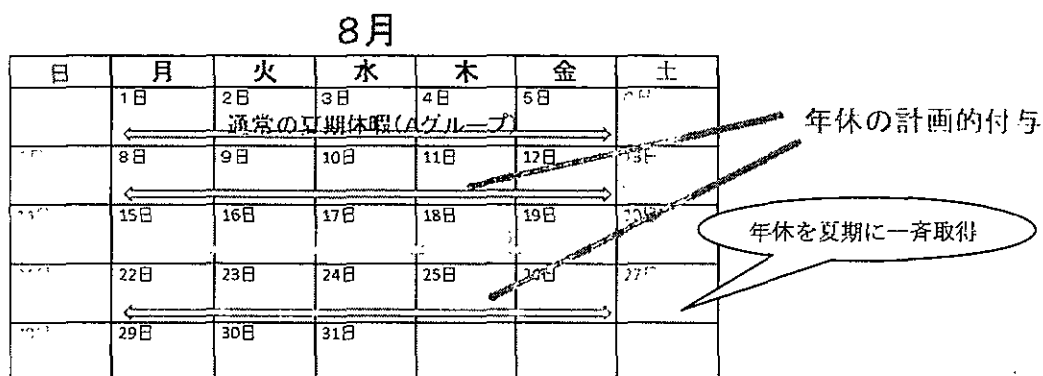
また、特に電力需要が落ち込むお盆の時期や週末に操業をシフトさせることは、東京電力・東北電力管内の最大電力の合計を抑制することにつながる。

(図3) 週末等へのピークシフトのイメージ



これらは、経済活動への影響を最小限にしつつ、節電の実をあげる有効な手法である。また、休業日の設定とあわせて、労使協定に基づく年次有給休暇の計画的付与制度を活用することも効果的である。

(図4) 年次有給休暇の計画的付与制度活用による休業・休暇の分散化・長期化の例



ただし、休業・休暇の設定の見直しは、電力需給抑制のための勤務時間の変更等と相まって、労働者にとって、負担の大きな労働条件の変更となる場合も考えられることから、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、労使で十分に話し合いながら取り組むことが必要である。

(家庭における外出・旅行の推進)

外出時の家庭の電力消費は、在宅時を大きく下回る(※注1)。したがって、旅行等の外出を促進することは、行き先を問わず、家庭部門に確実な節電効果をもたらす有効な節電手法である。

特に、休業・休暇の分散化・長期化は、結果として、家庭の外出機会を増やす。分散化による観光地の混雑緩和や料金低下等も相まって、外出がより一層促進されれば、家庭部門の節電効果も大きくなる。加えて、個々の従業員の有給休暇の取得を促進することで、外出する家庭が増加すれば、節電効果の更なる増大が期待できる。

更に、長期滞在型の旅行は、より大きな節電効果が期待できる。これを促進することは、風評被害や自粛ムード等の影響を受けている観光地等の活性化にも資する。また、被災地域への旅行は、地域経済の復興にも貢献する。

(図5) 長期滞在型旅行の例

テーマ	内容
自然&体験	高原等の冷涼地や農村等に家族で長期滞在。家族で、大自然をのんびり満喫することや、農業等を体験。
伝統工芸品等の製作体験	伝統工芸が盛んな地域に長期滞在。現地の伝統工芸品等の製作過程(和紙づくり等)を体験。1週間かけて作品を仕上げる。
夏の自由研究	豊かな大自然があふれる地域(サンゴ礁の海等)に親子で長期滞在。自然と触れあう体験を通じて、自然環境についてじっくり学習。

(仕事と生活の調和がとれた生活スタイルの実現)

以上の取組は、今夏の一時的なものに留まらず、家族と過ごす時間の増加、仕事と生活の調和がとれた生活スタイルの実現に繋がることも期待される。

(政府の取組み)

政府としては、節電対策として休業・休暇の分散化・長期化を推進するに当たり、効果的な節電に資する休業・休暇の設定方法の好事例の紹介や、働き方・休み方の工夫に向けた労使の話し合いに必要な情報の提供・相談の充実(※注2)等を行い、企業等の取組実施の円滑化に向けた支援を行う。

また、企業等が休業・休暇を分散化・長期化した場合における、家庭の過ごし方について、滞在メニューや活動内容の提案等具体的にイメージしやすい取組例を提示する等、長期滞在型の旅行の促進に向けた取組を行う。また、政府自らも率先して、休暇の長期化等に取り組む。

(※注1) 一般家庭において、外出時の電力消費は在宅時と比べ約7割少ない。

(※注2) 関係法令に関するパンフレットの作成、相談窓口の設置 等